

## 第4章 この計画の進め方

### 1 みんなで協力して計画を進めます

本計画を推進していくためには、市民や自治会、各関係機関等の連携・協働が欠かせません。それぞれの立場で、主体的に取り組むことが重要です。



#### (1) 市民・自治会等

市民や自治会等においては、日頃からのあいさつや声かけによる交流を通じて、顔見知りの関係を築くとともに、一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、支援の「受け手」「支え手」の関係性を超えて、地域のみんなで解決に向けて取り組み、地域の中で支え合い、助け合うことが期待されています。

#### (2) 関係団体・関係機関及び事業者

地域の中で公益的な活動を行うボランティア・市民活動団体等の関係団体による、地域福祉への貢献や、地域包括支援センター\*用語等の関係機関による、地域や行政との連携が期待されています。また、ライフライン事業者\*用語等による深谷市見守りネットワークへの協力、民間事業者による支援が必要な人への適切な福祉サービスの提供等の活動が期待されています。

### (3) 市（行政）の役割

---

市は、本計画に示される施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努めることが求められます。また、複合的な課題を解決するための多くの施策は複数の担当課による協力・連携が必要となります。そのため、ネットワーク会議等を通じて、地域福祉推進の重要性を再認識するとともに、福祉分野をはじめ様々な分野と連携し協力体制を構築することで、計画の推進に努めます。

### (4) 社会福祉協議会の役割

---

社会福祉協議会は、地域福祉活動推進の中心的な役割を果たす団体として、地域住民や地域における福祉関係者、関係機関、関係団体等とともに連携し、地域の連携と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たします。

## 2 計画の進行管理を行います

基本理念に基づき、本計画を実効性のあるものとしていくためには、定期的に施策・事業の進捗状況を確認し、評価を行いながら推進していくことが重要です。

### (1) 施策の実施状況の把握・評価

---

本計画の推進にあたっては、計画の中間年に施策の実施状況を踏まえ計画の進捗評価を行います。

### (2) 数値目標による進捗状況の把握・評価

---

本計画の進捗や効果を「令和 13 年度の目標値」の検証を行うことにより把握します。

### (3) 計画の見直し

---

本計画の最終年度である令和 13（2031）年度には、上記（1）、（2）の評価及び社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを行います。

見直しの際は庁内における検討委員会、また学識経験者、関係団体等の代表者等で構成される策定委員会等の組織を通じて協議しながら見直しを進めます。